

広島市スポーツイベントボランティアの会 服務規程

(目的)

第1条 この規程は、広島市スポーツイベントボランティアの会（以下「本会」という。）規約第18条の規定に基づき、服務に関し必要な事項及び行動規範等を定め、ボランティア登録者（以下「会員」という。）相互に自らの行動を律するとともに、本会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(会員の定義)

第2条 この規程において会員とは、広島市スポーツイベントボランティアの会規約第4条第1項に定める者をいう。

(服務の原則)

第3条 会員は、この規程に定めるもののほか、ボランティアの目的と理念を遵守するとともに、業務上の指示に従い自己の業務に専念し、互いに協力しなければならない。

- 2 お客様等に常に注視されていることを意識し、ボランティアにふさわしい言動で、笑顔をもって活動に努めなければならない。
- 3 リーダー及びサブリーダーは、各会員の人格を尊重し、誠意をもって指導し、率先してその責務を遂行しなければならない。

(服務の心得及び責務)

第4条 主催者や関係者の名誉・信用を毀損しないこと。

- 2 機密にかかわる事項、あるいは不利益となる事項を漏らさないこと。また、インターネット上への書き込み、新聞等への投稿などにおいて、ボランティア活動に係る団体・関係者等を誹謗中傷するような言動及び秘密を察知されるような言動をしないこと。（本会を退会後も同様とする。）
- 3 活動に際して、指示された業務に真摯に専念し、活動時間、休息时间、食事時間、集合時刻、活動開始・終了時刻等、指示された時間・時刻を遵守すること。
- 4 暴行、脅迫、傷害、監禁、窃盗、器物の破壊等の不正行為、または喧嘩、流言、私語、落書その他活動場所の風紀秩序を乱す行為をしないこと。
- 5 性的言動・表現、各種のハラスメント、差別行為や社会的規範に照らして不適當な行為をしないこと。
- 6 活動日に欠席する場合は、スポーツ・サポート・センター及び主催者へ必ず連絡すること。
- 7 活動日当日に早退する場合は、当日集合時にリーダーに申し出ること。

(措置の種類)

第5条 前条各項に反すると認められる場合は、会員に対し次のとおり措置を行う。

(1) 嚴重注意

(2) 活動停止勧告

前号に関して2回目の注意を受けたときは、最長1年間の活動停止を勧告する。また、行為の内容・結果を踏まえ、前号を経ることなく活動停止を勧告することができる。

(3) 退会勧告

前号の活動停止を経ても改善が見られないときは、退会を勧告する。また、行為等内容・結果

を踏まえ、前二号を経ることなく退会を勧告することができる。

- 2 運営委員、リーダー及びサブリーダーが活動停止勧告を受けた場合、1年間その資格を停止する。

(サービス委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本会にサービス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、会員の綱紀粛正の推進に関すること、並びに必要に応じて事実確認等を行い、必要な措置に関することを所掌する。

(委員会の構成)

第7条 委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長、委員はそれぞれ運営委員長、運営副委員長、専門部会会長を持って充てる。
- 3 委員会の構成員がサービス違反の対象者となった場合は、サービス委員会に参加することはできない。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(委員会の招集、決議)

第8条 委員会は、サービス違反行為事案発生を受けて、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
- 3 委員長は、委員会にサービス違反行為事案の状況に詳しい会員を出席させ、意見を求めることができる。

(事実確認、対処等)

第9条 会員が違反行為を行った疑いがあるときは、委員会は、スポーツ・サポート・センターに報告のうえ、必要に応じてスポーツ・サポート・センターの協力を得て、事実確認等の対応を行う。

- 2 会員が、この規程に違反する行為があったと認められる場合においては、委員会で意見を聴取した上で、厳正に措置するものとする。

(措置決定に係る基本的な考え方)

第10条 措置決定に当たっては、行為等の態様や該当者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負担、ボランティア活動への影響、日頃のボランティア活動の態度等も含め、情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に措置した同種事案に対する措置内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

(措置の通知)

第11条 委員長は、委員会の審査結果に基づき第5条に定める措置を決定し、運営委員長名で被措置者に通知する。

- 2 通知については、原則として文書により通知する。

(措置の報告)

第12条 委員長は、直近の運営委員会で、当該措置に至った経緯等対応について報告しなければならない。

- 2 運営委員長は、当該措置に至った経緯等が分かる書類等を添えて、スポーツ・サポート・センターに報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、会員を処分した場合には、被措置者を匿名として、その内容を全体会に報告しな

ければならない。

(措置決定に対する不服申立)

第13条 被措置者がサービス委員会の措置に不服がある場合は、運営委員会に申し立てを行うことができる。

2 被措置者が運営委員会の措置に不服がある場合は、スポーツ・サポート・センターに申し立てを行うことができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、全体会の決議を経て行う。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する必要な事項は、運営委員会において定める。

(附則)

この規程は、平成30年 3月14日から施行する。

この規程は、平成30年12月 9日から施行する。

この規程は、令和 7年 2月 2日から施行する。